

九州免震普及協会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 当会は、九州免震普及協会（Seismic Isolation Promotion Society in Kyushu（略称SIPS））と称する。

(主たる事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

(目的)

第3条 当会は、免震構造が健全に普及することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 勉強会・見学会等を通じて免震構造への理解を深める
- (2) 施主や建築家などを対象とした講演会・セミナー等を開催し、免震構造の健全な普及に努める
- (3) 施主・建築家と設計者・技術者間の交流をはかるために、情報交換等を行う場を設ける
- (4) メーカーの技術者や実務者・学識者からの最新情報を提供できセミナーや勉強会を開催する
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第2章 会 員

(入会)

第4条 当会の目的に賛同し、入会した個人を会員とする。

- 2 会員となるには会員の紹介により申し込みを行い、当会所定の様式による申し込みをし、理事の半数以上の承認を得るものとする。

(会員の資格喪失)

第5条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。

(退会)

第6条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当会对して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当会の会員が、当会の名誉を毀損し、又は当会の目的に反する行為をしたときは、理事会の3分の2以上の承認によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第8条 当会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 会員総会

(会員総会)

第9条 当会の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

2 総会員の議決権の過半数を有する会員が出席することで成立する。

(招集)

第10条 会員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 定時会員総会の招集通知は、会日より30日前までに、臨時会員総会の召集通知は、会日より5日前までに各会員に対して発する。

(決議の方法)

第11条 会員総会の決議は、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権および議決事項)

第12条 各会員は、各1個の議決権を有する。

2 会員総会では、下記の事項を行うものとする。

- (1) 理事の選任
- (2) 会則の改定
- (3) 前年度の報告
- (4) 次年度の計画
- (5) 当会の解散

(議長)

第13条 会員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該理事で議長を選出する。

(議事録)

第14条 会員総会の議事については、議事録を作成し、会員総会の日から5年間主たる事務所に備え置く。

第4章 理事

(員数)

第15条 当会に次の理事を置く。

理事 2名以上10名以内

(選任等)

第16条 理事は、会員総会の決議によって会員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事の退任は理事の過半数の承認を得るものとする。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第18条 当会は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

- 2 代表理事は、当会を代表し、当会の業務を統括する。

(理事会の権限)

第19条 理事会は当会の活動の運営を承認するものとし、会員活動の企画・実施を支援する。

(招集)

第20条 理事会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

(決議の方法)

第21条 理事会の決議は、出席理事の過半数をもってこれを行う。

第5章 附 則

(最初の事業年度)

第22条 当会の最初の事業年度は、当会成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事)

第23条 当会の設立時の理事、代表理事は、別紙のとおりである。

(設立時の会員の氏名又は名称及び住所)

第24条 当会の設立時の会員の氏名又は名称及び住所は、別紙のとおりである。

(法令の準拠)

第25条 この会則に定めのない事項は、すべて一般会法その他の法令によるものとする。

以上、九州免震普及協会設立にあわせこの会則を作成した。

平成29年10月20日